

17世紀イギリスの貿易政策と東インド

伊藤 高章

1600年に女王エリザベス I 世から東インドとの通商独占の特許 Charter を与えられた東インド会社は、様々な変遷をとげつつもインド亜大陸内での活動の規模を拡大しつづけ、イギリスのインド支配の機関として19世紀半ばまで存続する。会社は、17世紀におけるイギリスの大きな社会変革の流れの中で、初期の中世的性格を改め、特権大商人の利害ではなくイギリス国民経済の利害を担った組織へと生まれ変わってゆく。本稿は、17世紀の貿易政策の検討を通し、東インド貿易が国民経済の中に組み込まれてゆく過程の一側面を描き出そうとする試みである。

I 航海条例をめぐる利害関係

17世紀以降のイギリスの貿易政策を理解するうえで、1651年の航海条例 The Navigation Act⁽¹⁾は重要である。この法律は、最大の貿易競争相手国であるオランダを強く意識したものであった。オランダは当時のイギリスにとってまさしく経済上の脅威としてたちあらわれていた。⁽²⁾

14世紀中葉あたりからイギリスと平行する形で展開してきたフランドルやブラバントの農村地域の毛織物は、イギリス産のものと共にアントウェルペンに集められ、染色・仕上の工程を経て、そこから諸地域へ輸出されていた。この、農村工業と都市の加工業を背景にした輸出業が、独立前のオランダの経済的繁栄の基礎であった。これに較べたとき、共和国として独立した北部諸州 Low Countries, Netherlands の経済構造は大きく異なっていた。農村工業とは切りはなされた加工業のみが、⁽³⁾ 大交易都

市の有力商人たちの下に問屋制度 Putting-out System, Verlagssystem として再編成され、強力な中継貿易と結びつけられる。アムステルダムを中心に最盛期をむかえた頃には、食料自給すら放棄してしまうほどに中継貿易へと専化した経済構造をもつに至る。この貿易体制は、造船技術・航海術の優秀さに補強されていた。17世紀の20～30年代には、低生産費で船舶を建造し、また低い運賃で運送を行っており、イギリス商人の中にもオランダ船を購入したり、オランダ船を利用して貿易を営むものが増加してきたのであった。ヨーロッパの貿易は、まさにオランダの商業・海運業の手に落ちようとしていた。加えて、オランダ東インド会社は香料諸島における足場を確立させ、東インド産品市場でも優位を示してきたのであった。イギリスの航海条例は、オランダとの激しい貿易競争のただ中につくられたのである。

航海条例は、一見して、イギリスの輸入貿易へのオランダ商人・船舶の介入を排除することを目指していることがわかる。しかし、より立ち入って検討を加えたとき、イギリス国内のどのような利害関係がその背後にあるのだろうか。通説的な立場は、地中海・レヴァント・東インドなどとの交易独占権を持つ特権大商人の利害が反映しているとする。この見解の代表者はアダム・スミスである⁽⁴⁾。また、近年の研究者の多くも⁽⁵⁾、同様な理解を示している。彼らの根拠は、この条例に含まれる例外規定である。

まず、この条例の内容を見てみたい。若干の漁業に関する規定を除くと、この条例は次のように整理できる。第一、アジア・アフリカ・アメリカの産品は、イギリス人あるいはイギリス植民地人が所有し、船長・船員の大部分がこれらの国の人間である船舶によってしか、イギリス本国及びそれに属する諸地域に持ち込まれてはならない；第二、ヨーロッパ産品・製品は、生産地もしくは通常それらの品が最初に船積みされる港に属する船舶による場合をのぞき、明らかにイギリスに属する船舶によってしか持ち込まれてはならない；第三、外国の産品・製品は、それ

らの生産地もしくは通常それらの品が最初に船積みされる港からのみ、その国の船舶によって持ち込まなければならない；第四、ただし、これらの条項は、地中海域・レヴァント海域の生産物を、その地域内の、生産地以外の通常の出荷港からイギリス船舶が輸入することを禁ずるものではない；第五、また、東インド産品を、喜望峰の東方及び南方の、生産地以外の通常の出荷港からイギリス船舶が輸入することを禁ずるものではない；第六、スペイン及びポルトガルの港から、両国に属するいかなる地域の産品をも、イギリス人の所有する、船長・船員の大部分がイギリス人である船舶によって持ち込むことは許される；第七、外国人が所有者もしくは船長である船舶で、イギリス国内のある港から他の港へ品物を輸送することは禁じられる；第八、この規定は、貴金属及び、イギリス共和国の拿捕免許状にもとづいて獲得した物品については、一切適用されない。

条文の中から、地中海・レヴァント・東インドなどの地域の貿易独占権を与えられた諸会社が特別に優遇されていると判断するのは難しい。ここで言及されているのは、それらの地域内の取引について本条例は関与しないということのみであるから。それでは、この条例は、単にオランダの排除を求めるだけのものであったのか。次に、この条例の成立過程であえて組み込まれずに終わった立場があったので、それを紹介し対比をしてみることを通し、成立した航海条例の目指した方向を明らかにしたい。

航海条例の準備段階において、様々な提案があった。その中に、1650年3月に出されたトリニティー・ハウス Trinity House 提案と呼ばれるものがあつた⁽⁶⁾。トリニティー・ハウスは一種のギルドであり、1514年以来続く、船長及びその他海運関係者の組織である。彼らの提案は、まず、イギリスの工業生産品・鉱産物・食料品などの輸出におけるイギリス船舶の独占；そして、アメリカ植民地・東インド・レヴァント・南ヨーロッパからの輸入品の再輸出におけるイギリス船舶の独占；次いで、アメ

リカ植民地・東インド・レヴァント・南ヨーロッパ・グリーンランド・ロシアからの生産品輸入におけるイギリス船舶の独占；さらに、フランス及びハンブルクからの生産物の制限，を含んでいる。「専門的経験にもとづいて，統制されるべき海運を貿易別および商品別に細大もらさず規定⁽⁷⁾したものであった。明らかに，トリニティー・ハウス案の方がより厳密に他国船舶がイギリスの貿易に介入することを避けている。輸出入両方において他国船舶を排除しており，この提案の趣旨がイギリス船舶による独占であることがわかる。これに対し，航海条例は輸入と国内輸送のみを規定している。条例の目的が，単にオランダをはじめとする外国船舶の排除ではないことを確認しておきたい。

II 新商人

実際に航海条例が制定される政治過程に目を向けてみる。これについては，J. E. ファーネルの詳しい研究⁽⁸⁾があるので，それに即して論を進めてゆきたい。

本来は，本国に対して反抗的なアメリカ植民地への制裁措置として，交易を制限する目的でこの航海条例の原形がつくられた。これには，西インドに利権を持つ商人たちから多くの反対が出されたことが知られている。1651年に発布された航海条例へと内容が変わる際，政府内でその作業の中心にいたのが，ベンジャミン・ウォースレイ Benjamin Worsley である。彼が議会に提出した文章は⁽⁹⁾，イギリスとオランダの貿易構造の差異に注目し，その原因を自然的諸条件ではなく中継貿易保護の仕方・政策のあり方などに帰している。そしてイギリスにおいてもそれらが適切になされるよう主張している。ところで，彼のまわりに一群のロンドン商人たちがいた。彼らの政治との関りは深く，ロンドン駐在のベニスの外交官が，51年頃の状況を，「商人と貿易は大きく進展した。なぜなら，政府と貿易は同じ人々によって支配されているのだから」と報ずるほどであった。この商人たちの中心的存在がモーリス・トンプソン Mauris

Thompson である。

彼は、全く新しいタイプのイギリス商人であった。⁹⁹彼は1626年にアフリカの奴隷貿易に着手し、新大陸との関係を持ち、ひきつづきタバコの実験にも加わる。1629年にはフランス・イギリスの独占であったカナダの毛皮貿易に、新大陸の側から切り込むことに成功する。1638年にはニュー・イングランドに進出し、彼の船はプロヴィデンス会社 the Providence Company に認可されている。1640年代にはバルバンドス Barbados に砂糖工場をつくっている。ヴァージニア植民地からのタバコの独占市場権を与えられたこともあるという。しかし、新大陸は彼の活動範囲の一部にすぎない。ギニア会社 The Company of Guinney and Binney が英国の枢密院に、トンプソンの関与する会社がギニア沿岸に来ることを差し止めるよう請願を出している記録もある。さらに、我々の関心にとって重要なことは、彼は、1636年のウィリアム・コートン Sir William Courteen による東インド会社の独占に対抗する企てにも参加していた。また、当の東インド会社にも投資しており、やがて内部でも影響力を持ち始める。1658年には、東インド会社の重役にまでなっている。上記のコートン会社との合併もあり、東インド会社の体質が大きく変わる時期と言える。トンプソンのような新しいタイプの商人を、ファーネルは、非社会的 non-company、密貿易的 interloping、自由 free 商人と特徴づけている。¹⁰⁰彼のような人物が、航海条例の背後にあり、それまでのイギリスの貿易構造に新しい方向づけを与えたのであった。

当時のイギリスの特権貿易諸会社の交易には共通のパターンがあった。そのためにイギリスの貿易構造が強いられていた制限の大きさは、看過されてはならない。すなわち、いかなる独占的な特権貿易会社も、その存続を正当化するために、イギリスの国民的産業である毛織物工業の製品の輸出に携わらなければならない、ということである。¹⁰¹初期の東インド会社への批判が、会社は貴金属を流出させるといふ点と並んで、イギリス産毛織物の輸出に貢献しないという点でなされたことを思いおこす。¹⁰²

事実、1640年のロンドンからの主要輸出品総額 609,722 ポンドの内、毛織物輸出の占める額は 454,914 ポンドであり⁹⁰、74.6%にものぼる。このことは、イギリスの貿易全体を、国民的産業である毛織物工業に従属させることを意味する。もちろん大塚久雄らが強く主張するように、このような国民的産業に根づいた貿易構造をもち⁹¹、常にそれに先導されていたために、オランダのような衰退をイギリスがたどらなかったことは否定しない。しかし、そのような貿易構造では世界経済の中心としてイギリスが成長してゆくことはできない。後にふれるような、革命後の議会の制約下に展開する重商主義 Parliamentary Mercantilism 政策と、その枠内での中継貿易の拡大が必要であった。中継貿易への転換の出発点となったのがトンプソンを典型とする新商人なのである。

彼らにとって、古いタイプの、毛織物輸出とその対価物輸入という貿易構造が利潤を最大にしないことが明らかなのであった。すなわち、多くの特権貿易に関与し、それぞれの地域間に成立する需要と供給を理解している彼らは、諸貿易を結合させる必要を感じたのであった。この方針は、航海条例と平行して進んでいたフリー・ポート Free Ports 制度のイギリスへの導入の動きの中にも確認できる⁹²。これは、輸入品を再輸出のために一時貯蔵しておくための倉庫をそなえた港をつくる動きである。再輸出にあたっては、一定の手数料や税金を払うだけでよいことになる。つまり、これら一連の動きの中から、当時のイギリスが、オランダが握っているヨーロッパにおける仲継貿易の拠点としての役割をうばいとり、イギリスをこそ、新しくその位置につけようという方向を読みとることができるのである⁹³。トリニティー・ハウス案とは異なり、輸出船舶の規制をとまわらない航海条例の意義は、このようなイギリス貿易構造の変化の中に見出すことができるのである。

これらの帰結として、次の事柄を確認しておきたい。ある特定の会社に交易独占権を与えることによりその地域との交易統制をする時代が、航海条例に基づく新体制によって一応終わったということである⁹⁴。東イ

インド会社のような遠隔地貿易については、その順調な活動のためにひきつづき特別な保護が与えられる。しかしヨーロッパ諸地域の貿易は、区別なく全会社に適用される規定の下に入る。経済のもつ独自の法則の中に投げ込まれることになる。毛織物製品も例外ではない。ヨーロッパ市場で17世紀末には、インド産綿製品との激しい競争にまきこまれていくのである。

それでは、イギリスの貿易構造はオランダと同じものになっていったのであろうか。その危険は確かにあったのかもしれない。しかし実際のイギリスの歴史の中では、そのような場面で大きな論争が起こり、情況に対する洞察が深まり、それに呼応した世論が今から見て正しい方向に政策を向けていったと言える。本稿の後半では、既述のような新しい貿易体制のもとで中継貿易を拡大してきたイギリスに起こった、国民的利益と商人的利害の対立とも言える論争の跡をたどってみる。キャリコ論争と呼ばれるこの議論は、しかし、その前史として、17世紀前半の重金主義者対東インド会社の論争がある。まず、そちらから検討してみる。

III 重金主義の背景と東インド貿易批判

世紀前半の論争は、重金主義bullionismと呼ばれる立場の中心、ジェラルド・マリーンズGerard Malynesと、東インド会社の代弁者トマス・マンThomas Munの主張の差として⁶⁹、明瞭に知ることができる。実際に議論の内容に立ち入る前に、背景となる具体的史実のうち代表的なものを紹介しておく。ここでは、オールダーマン・コケインの計画とその失敗をとりあげてみる。

17世紀初頭のイギリスからの輸出の中心が毛織物であり、そのほとんどがイギリス商人によって輸出されていたことは、フィッシャーの研究によって明らかにされている⁶⁹。この毛織物輸出を独占していたのが、マーチャント・アドベンチャラーズMerchant Adventurersという当時のイギリス最大の特権会社であった⁶⁹。彼らはマーチャント・ステイプラーズMerchant Staplersという羊毛輸出貿易商人と対抗し、国内に発達し

た毛織物工業を背景に、16世紀に長足の進歩をとげた。しかし彼らが国民的産業である毛織物工業の利害を直接に代表していると理解することはできない。彼らは、イギリスの中世都市のギルド的体制が農村工業の著しい発展によって崩壊した後、絶対王制期の産業の封建的再編成の動きの中で、問屋制前貸制度を通じて毛織物工業へ寄生する前近代的資本なのである。このマーチャント・アドベンチャラーズの特権に対し、新たに興った毛織物仕上工程産業保護の看板をかかけ、白地＝未仕上毛織物の輸出禁止を主張したのが、ロンドン市理事会員 alderman であったコケイン Cockayne である。彼の一派は新会社 The King's Merchant Adventurers of the New Trade of London を設立し、仕上品輸出の独占を計った。議会の制約から自由な財源を求めているジェームズ I 世は、1616/17年に会社設立を認可する²⁹。新興産業保護というよりは、前期的商業資本家内の利権争いに加え、彼らに寄生している国王の利害の絡まった、投機的企てと言うべきであろう。

結果は、依然十分な毛織物工業を自国に持つオランダの競争力の前に、資本・技術とも不十分なこの計画は失敗し、国内毛織物製品の激減となって表われた。これによって、問屋制前貸制度の下に需要供給のバランスにとらわれることなく生産を行っていた毛織物工業者への支払いが滞り、国内は深刻な通貨不足に見舞われる。これを一つの契機として、貨幣、それも当時の信用制度の発展段階からすれば金銀の貴金属が国内に保有されていることの重要さが激しく論じられるようになってくる。加えて、当時のヨーロッパ諸国の通貨として金銀両方が通用し、しかも国によってその交換比率が異なっていた点、さらに、自由鑄造が許されていた点にも注目する必要があるだろう。これらが、重金主義政策を求める動きの一部となっていく。そしてこの政策の具体的表現として、貴金属の輸出禁止；外国商品の売上代金をただちにイギリス商品の購入に充用させる「使用条例」Statute of Employment；イギリス商品の海外販売代金の少なくとも一部を現金で国内に搬入させる「取引差額制」balance of

bargain system などが唱えられたのであった。

さて、このような重金主義的観点から、当時の東インド貿易はどのように映っていたのであろうか。最大のポイントは、イギリスの国民的産業製品である毛織物への購買力がこの地域では低い、ということである。⁶⁸確かに1580年代から、それまでの厚手の製品 woolen だけでなく、‘new draperies’ と呼ばれた薄手の製品 worsted がつくられるようになってきた。⁶⁹しかし、東インド地域では、古くからインド産の綿製品が広く市場を獲得しており、⁷⁰イギリス産毛織物が切り込む余地はなかった。それにもかかわらず、ヨーロッパ市場における東インド産香料の需要は高く、東インド会社は毛織物に代わる対価物を必要としていた。当時のイギリスにとって貴金属以外のものはなかった。⁷¹この事実は、デイビスの統計に明らかに読みとれる。⁷²すなわち1640年における東インド貿易の輸入品総額は409,000ポンド、これに対して輸出品総額は30,000ポンドにすぎない。この差額は貴金属によって支払われたと理解できる。そして、重金主義の立場からの会社批判は、⁷³第一に、貴金属の流出により国内の産業に向うべき資本の絶対量を減らし、国全体の経済力を弱める；第二に、製造品輸出や原料輸入と異なり、東インドに向けられた資本は全く国内産業資本の循環の外部におかれてしまう；第三に、東インド貿易がもたらす商品は奢侈品消費の傾向を刺激するものであり、そのこと自体が消費の資本への転化を阻害する、というものであった。これらの批判は、きわめて的確に、国民産業の利害を反映しているということがわかる。

IV マンの貿易差額論

このような批判に対し、会社弁護の立場からトマス・マンは、貿易差額論と呼ばれる議論を展開する。彼の論旨は、次の引用文に明らかになろう：

「わが国の富と財宝を増加するための通常的手段は外国貿易によるのである。そのばあいに、われわれがつねに守らなければならない原則が

ある。すなわち、年々、われわれが消費する外国商品の価値額 value よりもなお多く、外国人に販売すべし、というこれである。⁸⁹〈傍点原文〉ところで我々は、先きに示した統計にあるように、東インド貿易自体はこの主張に反していたことを知っている。この事実についてのマンの理論にこそ注目しなければならない。彼の本の一章の題は、「商品貿易において貨幣を輸出するのは、わが国の財宝を増加する一手段である」という。この中で、まず、当時の常識によれば疑いなく商業的成功の代名詞であるヴェニス、フロレンス、ゼノア、オランダの名を掲げ、これらの国は全て貨幣の輸出によって利益を得たと述べる。次いでその理由を次のように説明する。ここで鍵を握るのが再輸出なのであった。⁹⁰

「いまかりに、10万ポンドをわが国の船舶によって東方諸国〔つまりバルト諸国〕へ送り、諸支払を全部すませ、船積みにして10万クォーターの小麦を買い、のちイングランドに運んで保蔵し、最上の売りどきにスペインやイタリーへそれを輸出すれば、その国々において得られる額が20万ポンドを下ることはありえない。これは貿易商人のふところを増やしも減らしもしないが、しかしわが王国としては、この計算によればその財宝を倍加したことになるわけである。」

また、

「もしわれわれが10万ポンドを東インドへ送ってそこで胡椒を買い、それを持ち帰り、そうして当地からイタリーやトルコへ送り出すならば、胡椒はその国々で少くとも70万ポンドの額となるに違いない。貿易商人がそういう長路の航海において、船舶や給料・食料・保険料・利子・関税・賦課金、その他で多大な支出をするからだが、しかし、それらはすべてわが国王と王国とが得るところなのである。⁹¹」

この議論が意図とする東インド貿易批判への反批判は、中継貿易の拡大によって富国を計るプログラムの提示であった。マンの著書の「わが国の商品輸出を増進し、外国商品の国内消費を減少せしめる個々の方法と手段」という章においては、⁹² 他、諸提言と並んで、中継市場や倉庫を重

視し再輸出を推める提言がされている。

マンの論のように、それぞれの貿易における差額ではなく国全体の差額を問題にする立場は、全体的貿易差額論と言われるべきものである。これは、例えば東インド貿易における差額を問題にし批判をくり広げる、マリーンズに代表される個別的貿易差額論とは明確に区別されなければならない。なぜなら、それぞれの理論が担っている利害関係は正反対だからである⁵⁵。再輸出の振興によって得られる利潤は、その利潤の源泉が輸入品であるが故に、再び海外に流出するだけであり、国内産業への投資にまわる可能性はない。その意味で、マンの論点は、重金主義の立場からの批判に答えてはいない。全体的貿易差額論が保証する利潤がもたらされる「国王と王国」とは、特権大商人とそれに寄生する国王の王国、すなわちトレヴァー＝ロウパーの表現を用いるならば「地方」「社会」に対立するところの「宮廷」にすぎない。国内産業の育成は信用通貨によってなし、正貨たる貴金属は外国貿易に向ければよいとする議論も可能かも知れないが、当時のイギリスの信用制度はこの要請に答えるほどには発達していない。

二つの立場は、激しく議論をつづけながらも、最終的な決着を見ずにいる。しかし、政策の上では、1663年までは貴金属の自由な持ち出し禁止が堅持される。東インド会社の場合も、毎年持ち出し得る貴金属の限度額が特許状の中に明記されることになる。

V キャリコ論争の背景

東インド貿易問題は、17世紀末になって新局面を迎える。キャリコ論争と呼ばれる、インド産の綿織物であるキャリコの輸入の可否をめぐる議論が起こる。東インドにおける背景にまず触れておく。

17世紀中葉に、イギリスの東インド貿易商品に大きな変化があった。直接のきっかけとなったのは、1623年のアンボン事件である⁵⁶。二大海運国であるオランダとイギリスは、喜望峰からマゼラン海峡に至る「東イ

ンド」East Indiesにおいて、激しく競合していた。しかし17世紀全般において、オランダの優位が続いていたと言える。ところで、現在のインドネシア諸島は、当時、香料諸島と呼ばれるほどヨーロッパの高い商業的関心の的であった。この一角にある商業上の拠点アンボンでは、様々な利害の絡み合いの結果1619年に協定が結ばれ、オランダの要塞の中にイギリス商館が建てられるような表面上の協力関係ができていた。しかし、貿易競争においてオランダの後塵を拝していたイギリスにとっては、連合という形で香料貿易に食い込もうとするもくろみがあった⁹⁹。そのようなもろい絆はささいなことで切れ、アンボン要塞内のイギリス商館員全員が拷問の末死刑に処せられる事件となった。この事件がイギリス人の対オランダ感情を決定的に傷つけたことは明らかであり、後に、オランダとの「プロテスタント同盟」を望むクロムウェルに対し、この事件を引き合いに出して同盟を止めようとする動きがあったほどである。オランダとの商業上の連合の可能性を断たれたイギリスは、ジャワ島に目を移しバタビア商館の充実を目指す。この地でも、既に圧倒的な力を得ていたオランダの前に敗退する。さらにバンタムに退き、最終的にはジャワ島及び香料諸島からの撤退を余儀なくされた。以後イギリスの東インド貿易は、南アジアへと向けられることになる。このことは、イギリスの東インド商品に大きな変化を及ぼす。キャリコを中心とする綿製品ならびに絹製品が主要輸入品目となるのである⁹⁹。

これらの新商品は、需要の高まりもあり、イギリス国内市場に大量に流入して来るようになる。イギリス産業構造には大きな変化はなく、この大量の輸入に対し貴金属を輸出しつづける。しかし、重金主義の立場からの批判は、この頃になると鈍くなっていく。それは、1694年のイングランド銀行創立に向って順調な発達をとげている国内の信用制度が、国内の正貨不足への関心を薄めたためと思われる。東インド貿易の個別差額は依然としてイギリスに大きく不利でありながらも、議論の焦点は移行してしまう。新しい争点は、インド産綿・絹製品のイギリス国内及

び輸出市場への進出である。イギリス産毛織物製品との直接の競争品目として立ちあらわれる。インド製品のある部分は再輸出にまわるが、絹製品については、全体の10分の9はイギリス国内で消費されていた⁶⁷。このような傾向を示したのはインド製品だけで、新大陸からの輸入品は順調に再輸出にまわっていた。イギリス国内市場を荒らすことなく、中継貿易基地としてのイギリスの成長を助けていた。

イギリスにおけるインド製品への需要の高まりは、経済的要因だけに帰すことはできないように思われる。嗜好の変化自体が重要な役割を担っているようである。17世紀の70年代以降、キャリコや絹を着用することがイギリス王室を含むあらゆる階層に広がっていった、と伝えられている⁶⁸。シャツ、襟布、帽子、エプロン、ガウンなどとしてだけでなく、ベッド、幕布、家具などあらゆる分野に綿や絹が用いられた。国民的な経済繁栄がもたらした消費の多様化であろう。

需要の高まりの経済的理由は、比較的明らかである。イギリスのように社会的分業のレベルが進み賃金制度が発達した地域での経費に比べ、インドにおける製造の経費は低廉なのである。17世紀の保護主義者ポレックスフェンは次のように述べる：

「インド人は1日半ペニー乃至1ペニーで生活できる故、インドで造る場合に1シリングしか要費しないものが我国では20シリングを要する。このことは我々をしてインド人と平等の条件で競争することを不可能ならしめる。貿易が自由なる時、結局の結果は、イギリス産業が駆逐され、人民が飢えることである。」⁶⁹

VI キヤリコ論争

この新製品に対する批判は国民的規模でもちあがった。まず直接に、毛織物工業に携わる者たちは、綿・絹製品が自分たちの市場を荒らしていると非難する。次いで、彼らは輸出商人たちとともに、ヨーロッパ及び新大陸での市場もインド製品によって脅かされていると主張する。ま

た、毛織物産業の不振が羊毛の需要を減らし、牧羊地の地代が低下するに至り、土地所有者たちまでが反東インド貿易の側にまわったという。フランスのユグノーたちの亡命によってその地盤を築きつつあったイギリス絹工業も、同様に安価なインド製品に脅威を感じていた。このように、東インド貿易によって利益を侵された一連の人々による反対運動や社会混乱が数多くあったことが報告されている⁶⁹。これらを受けて、先きのポレックスフェンは、議会内に反東インド貿易を起し、保護主義政策の実現に貢献した。保護主義の立場は、ロンドンの特権貿易に反対するブリストルの商人ジョン・ケアリーによって理論的に論じられた。その中で彼は「イギリス王国にとって有益な貿易」として、4つのものを掲げている。

- 1) 我国の「原産物及び製造品」Products and Manufactures を輸出する貿易
- 2) 我国で加工せられ或いは我が製造業において使用せられる商品を輸入する貿易
- 3) それなくしては我が外国貿易を行い得ないようなもの（船舶必需品ナド）を我国に供給する貿易
- 4) 我が海運を助長し、我が水夫を増加する貿易⁶⁹

これらに照らすとき、東インド貿易は諸点を満たさず、さらに輸入品は国内製造品の消費を阻害し、輸入の代価として貴金属の流出までもなう「イギリス王国にとって不利な貿易」なのである。「キャリコとキャリコ輸入貿易商人たちは、国民的繁栄の敵として、マニユファクチャー関係者から憎まれ⁶⁹」たのであった。

保護主義に対抗しての会社側の反論は、総裁ジョサイア・チャイルドや会社のブレイン、チャールス・ダベナントによってなされた⁶⁹。彼らの唱える自由貿易論の内容は、以下の文章中に明らかである：

「閣下、わたくしは二つの提案を呈することになります。……第一、羊毛がわが国内市場で高い価格を維持されるべきだというのは、イング

ランド全般の利にも益にもならないということ。第二、わが王国内で毛織物が多量に消費されることによって、国は、ある人々が想像するほどの利益を取得することにはならないであろうということ。……この物品〔毛織物〕をしてイングランドを富ませるのに役立つことができますのは、もっぱらただ一つ、毛織物を低廉にしまして、大量のわが毛織物が輸出されるようになる、しかも、あらゆる国民を売りまかし、またどの国民をも気落ちさせて、毛織物製造をはじめることのないような価格で輸出されるように、と致すことであります。……しかしこのことは、技巧や発明を加えまして、われわれがここ国内で羊毛に不自然な価格を与えるよう努めましても決して実現されるものではありません。ですからこそ、わたくしは、第二の主張……を提示したわけでございます。……もしイングランド国民がすすんで、またよろこんで東インド産の絹織物を着用するとしますならば、東インドでこれを買うために払う代価は、〔その代りに〕自国製品をかりに使う場合に、それに対してかれが支払うことになる金額の4分の1を超えることはありません。ですから、もしそのためにかれらが、自国の生産物をそれだけ輸出できるとしますならば、それだけ節約できましたものは一切、わが王国全般にとって明らかな利得になるわけです。⁴⁰

ここに示されたのは、最も粗い形での国際分業論に他ならない。安く生産できる地域がそれに特化することが、全てにとって有利であるという発想である。これは、安価な購入を望む消費者の立場ではあるかも知れないが、国民的な経済を扱う立場ではない。

実際、ダベナントのこの主張は現実的ではない。国内のインド製品使用によって輸出に向けられた毛織物、もっと率直な表現をすれば国内市場から駆逐された毛織物は、その輸出先においても再輸出されたインド製品との競争に敗れる運命をたどるのである。消費者利益の保護の主張に対しては、ケアリーが「ドイツのリンネルは我が毛織物で買われた場合には、〔インドの〕キャリコよりも、たとえそれが3分の1の価値の地

金銀で買われていても、それよりも我々にとって遙かに安い⁴⁵」というときの考え方が、十分に反論している。個々人の出費額の少なく押さえられることが国民的利害の基準ではない。産業の活生化こそが重要なのである。

会社側の主張の中には、傾聴に値するものも含まれている。国内に興ってきた、インド製綿布絹布に仕上を施す捺染業等の保護の必要である。また、イギリスが東インドから手を引いた場合、その権益がオランダ商人の手に渡るだけである、という点も説得力がある。

論争を経てイギリス国民が選びとった政策的対応を整理しておきたい。1701年に仕上済のインド製綿・絹には従価の15%が課税され、国内における競争力が著しく弱められることになる⁴⁶。未仕上製品の輸入は再輸出を前提にその後も許され、捺染業者が隆盛に向う。この情況は統計的にも確認できる。つまり、ロンドンにおける1699～1701年の平均値で、キャリコ輸入額は367,000ポンドであり、同品の再輸出額は326,000ポンドとなっている。イギリス内での加工による付加価値が加わった額ではあるが、輸入されたキャリコのうち多くの部分が再輸出にまわされたと見てよいだろう。同様に、東インドからの絹の輸入額は107,000ポンド、他の地域からのものも含めると208,000ポンドになり、再輸出額は138,000ポンドであった⁴⁷。

Ⅶ 重商主義の展開

1651年の航海条例がイギリスをヨーロッパ中継貿易の拠点にしようとする意図をもって制定されたことを、我々はまず確認した。次いで、中継貿易への道は常に国内産業保護の立場からの批判にさらされ、決してイギリスの貿易構造の主導力にはなり得なかったことが明らかになった。しかも東インド貿易をめぐる二つの論争を経てイギリスが選択した道は、その後のイギリスの世界支配構造の根幹にある重商主義政策へと通じるものとなっていった。

重商主義とは、国内に向っては保護政策を、被支配地域に向っては旧植民地体制 Old Colonial System と経済史学が呼ぶ政策を行う。保護政策と旧植民地体制とは、同じ理念を別々な方向から表現したものである。宇治田は、旧植民地体制を次のように整理する⁴⁸：第一に、いわゆる植民地側は、大前提として政治的にも経済的にも本国の利益に完全に従属し、その統制に服し、そのために奉仕しなければならない；第二に、本国にない原料・少ない原料を、植民地は本国に対し、しかも本国に対してのみ供給しなければならない。さらに、本国の中継貿易資本が必要とする生産物を、本国に対し、しかも本国に対してのみ供給しなければならない。そして本国の側も、植民地外からの同種の輸入品をおさえる措置をほどし、植民地の側の独占権を認めるのが普通である；第三に、植民地は本国の産業資本が生産する工業製品のための市場とならねばならず、しかも、本国がその市場を独占することが求められる；第四に、植民地が本国に対して原料供給地となる場合においても、また市場となる場合においても、その貿易は外国の中継を排すべきであり、本国もしくは植民地の貿易資本がこれを担わなければならない。

キャリコ論争において敗退し、国民的産業資本へ従属することになる東インド貿易は、まさにインドにおける旧植民地体制を築く旗手となっていく。17世紀末に興るイギリスの綿工業のため、原料の綿花輸入に着手する。自国の産業育成への徹底的な奉仕は、その必然的帰結としてインドに対する独占的支配を強めていくことになる。

ここに歴史のアイロニーを我々は見出す。独占の体系は、じつは中世または絶対王制期の経済政策の要であった⁴⁹。その基礎にあるのが封建的秩序であり、その体現としての国王である。中世史家ポスタンによって「封建制の大洋の中に浮かぶ非封建的島々⁵⁰」と言われた中世都市は、その自治が完成したときに自らのまわりに禁制区を設け、周辺農村を支配する新たな封建勢力となっていった。都市民が享受した自由や民主制と、彼らが外に向うときの暴力的姿勢の併存に驚かされる⁵⁰。本来17世紀イギ

リス史の展開は、これら封建的なもの・「国家」＝「宮廷」的なものから、「地方」＝「社会」そしてそれらに正しく担われた経済が確立してゆく過程であった。しかし、その成果である、国民的産業の利害を中核に据えた「国民経済」は、対外的には新たな独占の体系を築くのである。

国民経済においても、内へ向う顔と外へ向う顔とが併存している。イギリス東インド貿易も暴力的側面を不可避的に持っている。新興綿工業国イギリスがインド綿工業に与えた壊滅的打撃は、その典型である。これにより、本稿で見たようにイギリス毛織物工業を脅かすほどの綿工業力を持っていたインドは、綿花供給地に甘んずるようになり、さらにはその市場としての屈辱をも強いられるのであった。

注

- (1) Joan Thirsk and J. P. Cooper (eds.), 1972, *17th Century Economic Documents*, Oxford: Clarendon Press (以下 *Documents* と略記), pp.502ff. に全文がある。
- (2) この点については, Benjamin Worsley, 1651, *The Advocate: or, a Narrative of the State and Condition of Things between the English and Dutch Nation, in relation to Trade...*, in *Documents*, pp.505ff に当時のイギリス人の意識が明らかになっている。
- (3) Worsley, 1651の中で、イギリスの競争相手オランダには woolen manufacture はない、と言われている。 *Documents*, p.509.
- (4) アダム・スミスの『国富論』全体、特にその第4章が「重商主義」批判であることはよく知られている。そしてまた、彼が批判の対象とした「重商主義」という政策が、じつはスミスの理解するように単一のものでなく、時代に応じ、経済学的には正反対の意味を持っていることは、日本の経済学説史の中では共通理解に属していると思われる。詳しくは、小林 昇、1976年、『経済学史著作集Ⅲ：イギリス重商主義研究(1)』, 7頁以下参照。
- (5) 例えば、C. M. Andrews, 1938, *The Colonial Period of American History*, vol.IV, New Haven, p.42; L. Harper, 1939, *The English Navigation Laws*, New York, p.43; 宇治田富造, 1962年、『重商主義植民地体制論 第一部』, 青木書店。
- (6) 宇治田, 1962年, 152頁以下に紹介されている。本稿もそれによる。
- (7) 宇治田, 1962年, 153頁。
- (8) J. E. Farnell, 1964, "The Navigation Act of 1651, the First Dutch War, and the London Merchant Community," in *Economic History Review*, 2nd. Ser. XVI/3.

- (9) Worsley, 1651.
- (10) Farnell, 1964, pp.443ff による。
- (11) Farnell, 1964, p.446.
- (12) Farnell, 1964, p.445.
- (13) John Cary, 1696, *A Discourse concerning the East India Trade*, においてなされた批判。
- (14) F. J. Fisher, 1950, "London's Export in the Early Seventeenth Century," in *Economic History Review*, 2nd Ser., vol.III, no.2, p.154.
- (15) Fisher の上記の統計によると, 1640年のロンドンの再輸出額は76,402ポンドで, 12.5%にすぎない。
- (16) *The Act of 1 August 1650 for the Advancing and Regulating of the Trade of this Commonwealth*に含まれているInstructions to the Council of Tradeの第5項, *Documents*, p.501.
- (17) R. Davis, 1954, "English Foreign Trade, 1660-1700" in E. M. Carus-Wilson (ed.), 1966, *Essays in Economic History*, vol.IIの統計によると, 1699~1701年の平均値で, ロンドンの総輸出額(4,450,000ポンド)中に再輸出額(1,677,000ポンド)が占める割合は, 37.7%に増大している。Fisher, 1950 は, 中継貿易の拡大について別の視点から実証を試みている。cf. 注(15)。
- (18) C. Wilson, 1965, *England's Apprenticeship, 1603-1763*, London, p.63.
- (19) G. Malynes, 1601, *A Treatise of the Canker of England's Common Wealth*; Thomas Mun, 1664, *England's Treasure by Forraign Trade*.... (『外国貿易によるイングランドの財宝』第二版, 渡辺源次郎訳, 1971年, 東京大学出版会) 参照。なお, マンの著書は, 1626~1630年頃に書かれたものであることが知られている。詳しくは渡辺訳, 285頁以下の「解説」参照。
- (20) Fisher, 1950. ただし, 輸出される毛織物の種類また輸出先の変化, 及びロンドンの貿易構造の変遷が同論文のテーマである。
- (21) この会社の組織・活動については, 保坂栄一, 1960年, 「外国貿易の展開——イギリスにおける特権カンパニーの盛衰を中心として——」大塚久雄他編『西洋経済史講座』II, 岩波書店, 所収に詳しい。
- (22) 認可状は, *The Establishment of a Company to export Dyed and Dressed Cloth in place of the Merchant Adventurers*として, A. E. Bland, P. A. Brown and R. H. Tawney (eds.), 1914, *English Economic History, Selected Documents*, London, pp.454ff に収録。
- (23) Fisher, 1950, p.157.
- (24) 1640年頃までには, worstedの取引額が旧来のwoolenに匹敵するようになってきたことが知られている。Fisher, 1950; 保坂, 1960年, 参照。
- (25) 東インド貿易における綿製品の重要性については, 拙稿, 1986年, 「17世紀初期英国東インド貿易の利害関係——第8次東インド航海を中心に——」, 国際基督教大学学報II B 『社会科学ジャーナル』第25号(1), 112頁以下, 参照。

- (26) 香料諸島へ直接金銀を運ぶ単純な二地域間貿易ではなく、かなり複雑な交易網があったことは、拙稿、1986年、に紹介した。
- (27) Carus-Wilson, 1966, pp.270f.
- (28) 張 漢裕, 1954年, 『イギリス重商主義研究』, 岩波書店, 164頁以下。
- (29) Mun, 1664: 渡辺訳, 17頁。
- (30) ただし、マンの意識の中に、モーリス・トンプソンのように多くの貿易会社に同時に所属し、再輸出の利益を直接に目指している商人は考えられていない。
- (31) Mun, 1664: 渡辺訳, 33頁以下。
- (32) Mun, 1664: 渡辺訳, 24頁。
- (33) アダム・スミスは、重商主義の理論的構成要素として貿易差額論をとらえた。しかし彼は、ここで検討するような対立した利害を背後にもつ二つの差額論を区別せずに、用語の混乱を生ぜしめた。詳しくは小林, 1976年, 参照。
- (34) 永積, 1960年, 『オランダ東インド会社』, 近藤出版社, 79頁以下。
- (35) 永積, 1960年, 79頁。
- (36) 西村孝夫, 1965年, 『イギリス東インド会社史論』, 啓文社, 90頁の表7によると、1677年における東インドからの輸入のうち66.4%が綿及び絹製品である。
P. J. Thomas, 1926, *Merchantilism and the East India Trade*, London, Ch.IIによると、この傾向はさらに強まっていったようである。
- (37) 西村, 1965年, 104頁。
- (38) Thomas, 1926, pp 29ff.
- (39) John Pollexfen, 1697, *England and East-India inconsistent in their Manufactures*. 張, 1954年, 51頁より引用。
- (40) Thomas, 1926, Chapter II.
- (41) John Cary, 1695, *A Discourse concerning the East-India Trade*: 張, 1954年, 53頁より引用。
- (42) Thomas, 1926, p.52.
- (43) Josiah Child, 1690, *A New Discourse of Trade*.... (『新交易論』 杉山忠平訳, 1967年, 東京大学出版会); Charles Davenant, 1697, *An Essay on the East-India Trade* (『東インド貿易論』, 田添京三・渡辺源次郎訳, 1966年, 東京大学出版会)。
- (44) Davenant, 1697: 田添・渡辺訳, 29頁以下。
- (45) Cary, 1695: 張, 1954年, 52頁より引用。
- (46) この課税に至るまでの経緯については、Thomas, 1926, chh.IV, Vに詳しい。
- (47) Carus-Wilson, 1966, pp.270f.
- (48) 宇治田, 1962年, 19頁以下。
- (49) 大塚久雄他編, 1960年, 第II巻; 紀藤信義, 1977(1963)年, 『イギリス初期独占の研究 改訂版』, 御茶の水書房; 田中豊治, 1968年, 『イギリス絶対王政期の産業構造』, 岩波書店, などを参照。
- (50) M. M. Postan, 1972, *The Medieval Economy and Society*, Harmondsworth, p.240.

- (5) 「17世紀危機」を唱えたトレバー・ロウバーは、危機の回避策として、国家が、重商主義という中世都市の経済政策へ回帰する、と分析している。H. R. Trevor-Roper, et al., 1975: 『十七世紀危機論争』, 今井 宏 編訳, 創文社, 106頁。

EAST INDIA TRADE AND THE ECONOMIC POLICY IN SEVENTEENTH CENTURY ENGLAND

« Summary »

T. David Ito

The aims of this paper are, firstly, to place the first Navigation Act at the starting point of the development of English Mercantilism, and then to trace her national effort to keep pace of commercial expansion with the building of national industry.

The English trading policy in the seventeenth century is often represented by the so-called Navigation Acts. Usual understanding tends to say that the interests reflected in the series of Acts are those of privileged distant traders. Closer examination of the first Navigation Act, however, shows this view is not really correct. Further studies into the activities of an influential person, Benjamin Worsley, on the process of the drafting of the Act, make it clear that it is more persuasive to look at the Act as the first step to introduce the entrepot system in English trade.

The entrepot system was developed in the Netherlands. But this leads the country into the economic decline in the following century, because the growth of national industry is prevented by her exclusive concentration into processing trade. England, by contrast, can escape from the danger through her heated debates between woolen manufacturers and those who share their interests, on the one hand, and distant traders whose main representative is the East India Company, on the other. In the first half of the century, the Bullionists blame the activities of the East India Company for draining English gold. At the end of the century, imported Indian calico is looked at as the rival commodity of the English national products, woolen fabrics.

As the result of those national debates, English trading policy comes to support oversea trade only when it profits the national economy which is based on the home industry. The whole process of the building up of the protective trading policy, at the same time, prepares England for her colonialism. The essence of colonialism is a system of trading monopoly. The socio-political change in the 17th century is directed to liberating of the nation from feudal monopoly. This new trading policy made by them, however, was another form of monopoly.